

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第28条第1項	指定検査機関の業務規程の認可等	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第28条第1項前段の規程により認可を受けようとするときは、認可を受けようとする業務規程を添付し、様式第6号（法施行規則第41条関係）による業務規程認可申請であること。
- (2) 法第28条第1項後段の規程により認可を受けようとするときは、様式第7号（法施行規則第41条関係）による業務規程変更認可申請であること。

2 標準処理期間は、15日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。